

令和4年度

第1回肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎総合対策について

令和4年7月15日



がん・疾病対策課 肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

1. 基本指針改正のポイント.....	p.5
2. 肝炎総合対策.....	p.8
3. 肝炎ウイルス検査の促進.....	p.11
4. 重症化予防の推進.....	p.17
5. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業.....	p.22
6. 肝炎対策特別促進事業（医療費助成）.....	p.27
7. 国民に対する正しい知識の普及.....	p.32
8. 肝炎医療コーディネーター.....	p.36
9. 研究開発.....	p.41
10. 教育・啓発・人権の尊重.....	p.47
11. 肝疾患診療体制の整備.....	p.53

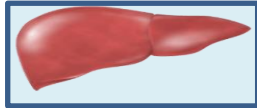
（資料）

肝炎の進行と対策のイメージ

感染

10~40年

無症候



慢性肝炎



肝硬変



肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性の場合

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性の場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

重症化予防対策

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B型

C型

核酸アナログ製剤治療

B型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療

C型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担
1万円/月又は2万円/月

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費3ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

（分子標的薬を用いた化学療法に限る）

障害認定（肝硬変）／自立支援医療（移植のみ）
障害年金（肝硬変）

B型肝炎
特措法

無症候性キャリア
600万円（50万円）

慢性肝炎
1,250万円
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）
2,500万円
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん
3,600万円（900万円）

C型肝炎
特措法

無症候性キャリア
1200万円

慢性肝炎
2,000万円

肝硬変・肝がん
4,000万円

一般施策

特措法対象者

令和4年度 肝炎対策予算の概要

令和4年度予算 173億円 (令和3年度予算額 173億円)

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

88億円 (89億円)

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円 (40億円)

・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。

・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円 (6億円)

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図る。

・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円 (2億円)

○肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進

・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

38億円 (37億円)

・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,176億円 (1,173億円)

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・ 肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・ 肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・ 肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、
要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・ 基本的な方向
- ・ 肝炎予防
- ・ 肝炎検査
- ・ 肝炎医療体制
- ・ 人材育成
- ・ 調査研究
- ・ 医薬品研究
- ・ 啓発人権
- ・ その他重要事項

1. 基本指針改正のポイント

ひと、くらし、みらいのために

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。 ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。
第 2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。
第 3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
第 4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第 6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第 7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特に B 型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第 8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第 9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

2. 肝炎総合対策

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。 ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。
第 2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。
第 3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
第 4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。

肝炎総合対策



ステップⅡ
「受診」

肝炎対策の推進



ステップⅢ
「受療」



ステップⅠ
「受検」

流れ

政策対応

事業内容

肝炎ウイルス検査未受診者

肝炎ウイルス検査の受検 **受検**

肝炎ウイルス陽性者

医療機関において
初回精密検査の受診 **受診**

経過観察者
抗ウイルス療法非適応者

抗ウイルス療法
適応者

医療機関において
定期検査の受診

- ・治療適応の早期判断
- ・肝がんの早期発見
- ・生活指導による病態改善

受療

抗ウイルス
療法
による治療

肝炎の重症化予防(肝がんリスク低減)

検査による早期発見

- 検査体制の整備
- 検査の実施,費用助成
- 個別勧奨の実施

陽性者の受診促進

- 受診勧奨
- 費用助成
(初回精密
・定期検査)

早期の治療介入

- 肝炎医療費助成

住民税課税年額 235,000円以上
2万円/月
住民税課税年額 235,000円未満
1万円/月

肝炎ウイルス検査の実施

- ・都道府県による肝炎ウイルス検査
- ・市町村による健康増進事業(肝炎ウイルス検診)

国民に対する正しい知識普及

- ・知って肝炎プロジェクトの推進
- ・市民公開講座や肝臓病教室の開催

重症化予防の推進

- ・初回精密検査費用、定期検査費用の助成
- ・陽性者のフォローアップの実施

肝炎医療費助成

- ・B型・C型肝炎の抗ウイルス療法に対する助成

研究の推進

- ・肝炎に関する基礎・臨床・疫学研究の推進

3. 肝炎ウイルス検査の促進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎患者等の重症化予防推進事業の流れ

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

自治体が実施する肝炎ウイルス検査

特定感染症検査等事業

健康増進事業

その他（職域検査、妊婦健診、手術前検査）

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者

＜フォローアップ方法＞

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨



初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成



肝炎治療特別促進事業
（医療費助成）

治療対象



地方自治体における肝炎ウイルス検査について

事業名	目的	実施主体	補助金 負担割合	実施場所	対象者	自己負担
健康増進事業（肝炎ウイルス検診） （※ 1）	健康増進法に基づき、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図る。	市町村	国：1／3 都道府県：1／3 市町村：1／3 （指定都市） 国：1／3 指定都市：2／3	市町村の保健センター（委託医療機関等含む）	40歳以上の者で検査を希望する者 （※ 2）	自己負担額の設定は市町村の判断 （40歳以上で5歳刻みの年齢は国の補助対象）
特定感染症検査等事業における 肝炎患者等の重症化予防推進事業 （※ 3）	肝炎対策基本法に基づき策定された肝炎対策基本指針に則り、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、早期治療に繋げ、肝炎患者等の重症化予防を図る。	都道府県、保健所設置市、特別区	国：1／2 都道府県、保健所設置市、特別区：1／2	保健所（委託医療機関等含む）	検査を希望する者 （※ 4）	無料

※ 1 健康増進事業は、健康増進法に基づき実施。

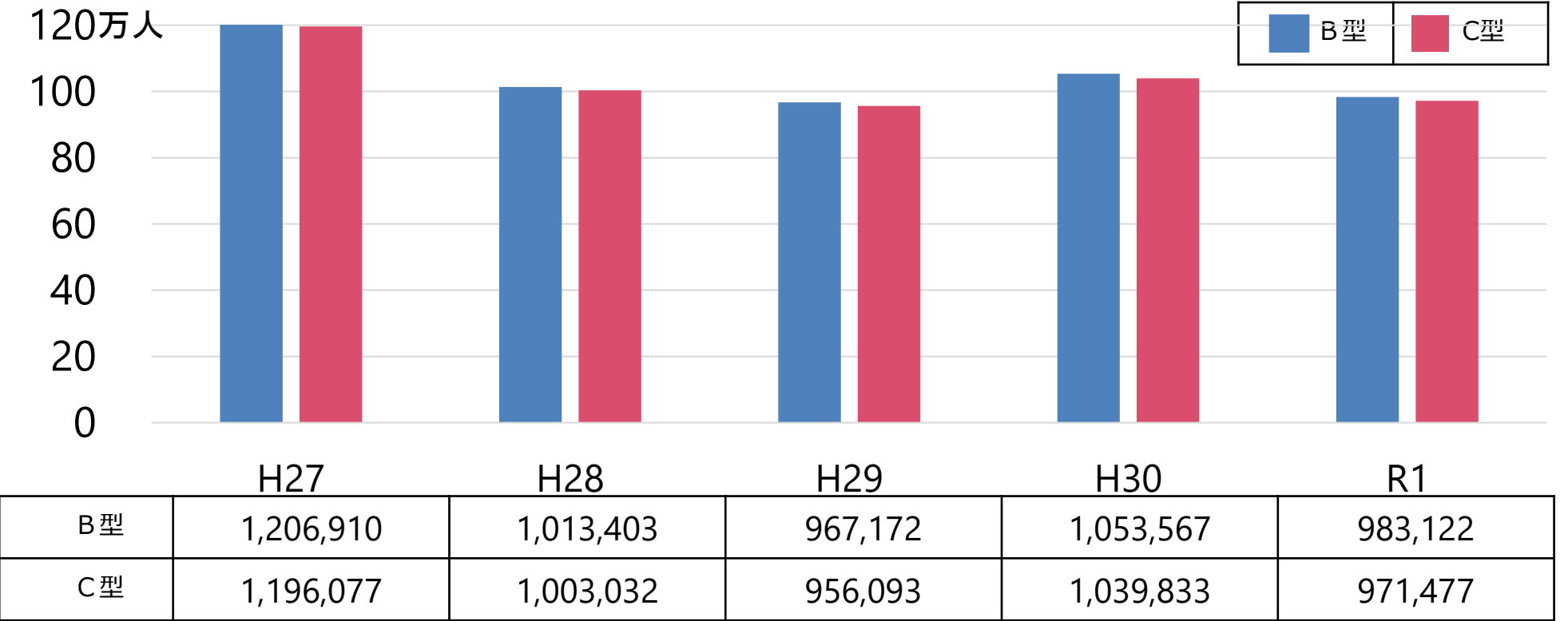
※ 2 当該市町村の区域内に居住地を有し、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者。

※ 3 特定感染症検査等事業では、肝炎ウイルス、H I V、梅毒、クラミジア、風しん、H T L V - 1 等の検査を実施。

※ 4 希望者であっても、過去に本検査を受けたことがある者等は除くが、再検査の必要性のある者は対象とする。

地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数

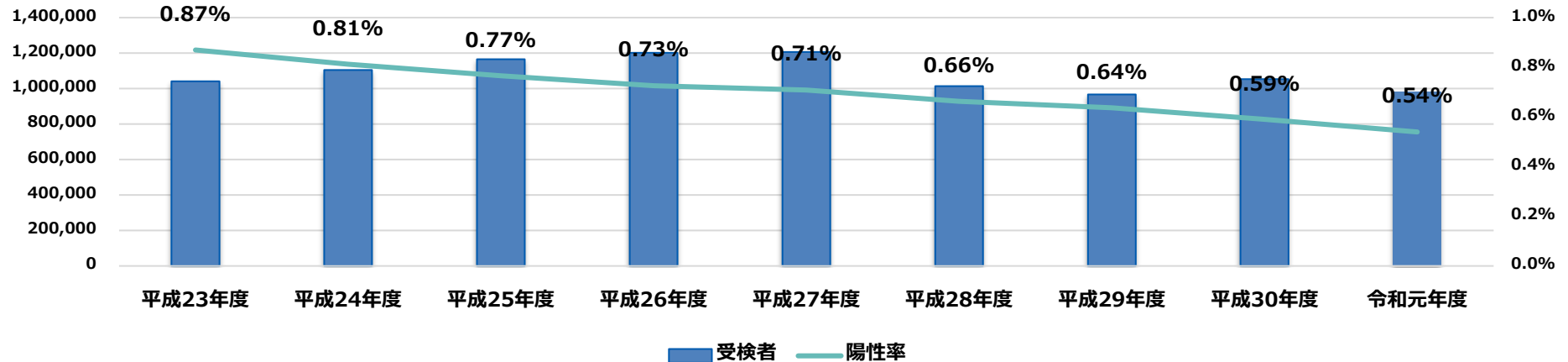
実施主体	事業名	受検可能な場所	対象者	R1年度実績
都道府県 保健所設置市 特別区	特定感染症検査 等事業	保健所 委託医療機関	全年齢	B型:278,349人 C型:267,401人
市町村	健康増進事業	委託医療機関	40歳以上	B型:704,773人 C型:704,076人



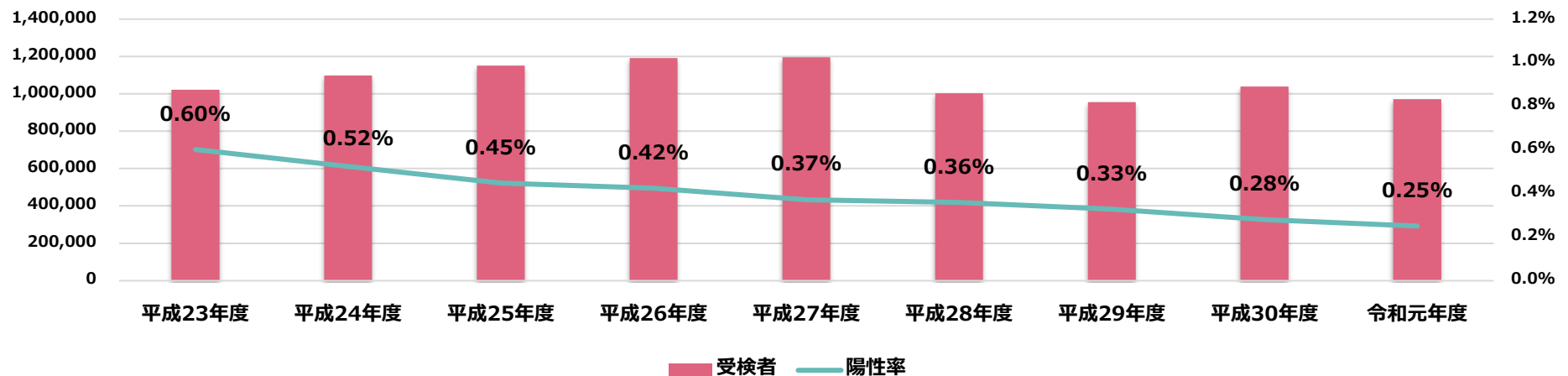
平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数・陽性率の推移（令和元年度）

B型肝炎ウイルス



C型肝炎ウイルス



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

肝炎ウイルス検査結果の適切な説明の実施促進

●「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明について（通知）平成26年4月23日健疾発0423第1号）」

肝炎ウイルス検査体制の整備、受検勧奨および普及啓発を効果的に推進するため、肝炎ウイルス検査の検査目的や検査結果に関わらず、受検者自身が検査結果を正しく認識できるよう医療提供者が適切な説明を行うことについて改めて御理解いただき、貴団体の会員への周知方をお願いいたします。

●「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年6月30日改正）

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

（2）今後取組が必要な事項について

カ 国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。

医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。

※患者団体の意見を踏まえ規定。

●「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知) 平成30年3月5日保医発0305第1号」

B001-4 手術前医学管理料 1,192点

（1）手術前医学管理料は硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は全身麻酔下で行われる手術の前に行われる定型的な検査・画像診断について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、区分番号「L002」硬膜外麻酔、区分番号「L004」脊椎麻酔若しくは区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔下に手術が行われた場合に、月1回に限り、疾病名を問わず全て本管理料を算定する。

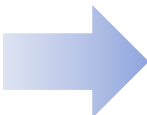
※本管理料に肝炎ウイルス検査は包括されている

（2）～（7） 略

（8） 本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。

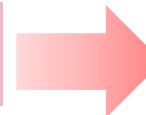
平成30年度の診療報酬改定で追記された部分

肝炎ウイルス
陽性



適切な肝炎治療
及び経過観察を促す

肝炎ウイルス
陰性



不要な肝炎ウイルス検査の
重複受検を抑制する

※肝炎ウイルスは、感染してもほとんど自覚症状がないが、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといった重篤な疾患に進行するおそれがある。

4. 重症化予防の推進

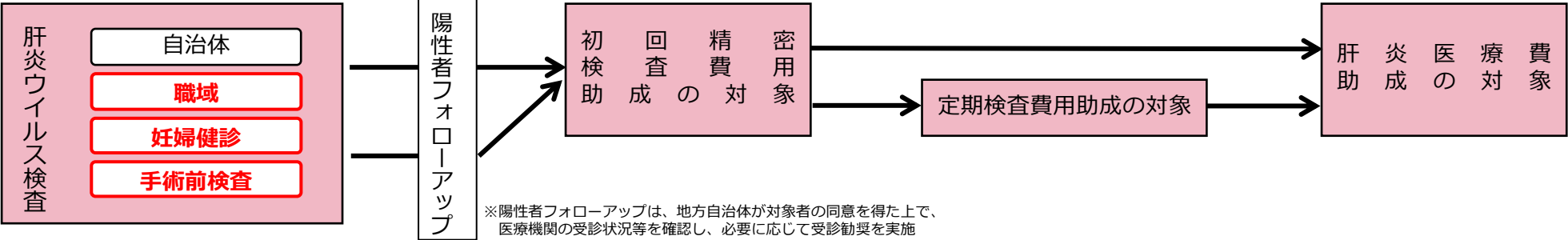
ひと、くらし、みらいのために

初回精密検査・定期検査費用助成の拡充

初回精密検査費用助成の変遷

【初回精密検査費用の助成対象の拡充】
事業開始時、初回精密検査費用の助成は、自治体検査で陽性となった者が対象

令和元年度より、職域での検査で陽性となった者、令和2年度より、妊婦健診・手術前検査の肝炎ウイルス検査で陽性となった者を初回精密検査の助成対象とすることで、これまでカバーしきれていない層にアプローチするとともに、陽性者フォローアップを行い重症化予防を推進。



定期検査費用助成の変遷		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成回数		年 1 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回
対象となる所得階層及び自己負担限度月額	住民税非課税世帯	無料	無料	無料	無料
	世帯の市町村民税課税年額235,000円未満	—	—	自己負担額が 慢性肝炎：3千円 肝硬変・肝がん：6千円 となるよう助成	自己負担額が 慢性肝炎：2千円 肝硬変・肝がん：3千円 となるよう助成

医師の診断書

- ・ 定期検査費用の初回申請時及び病態進展時に必要
- ・ 平成30年度から医師の診断書に代わる資料により医師の診断書の提出が省略可能（病態進展時を除く）
 - ・ 1年以内に肝炎治療特別推進事業で医師の診断書を提出
 - ・ 医師の診断書以外のもので、都道府県が定める方法で病態が確認できる場合

重症化予防推進事業 ① 初回精密検査の費用助成について

● 実施主体

都道府県

● 対象者

以下の要件に該当する者

- ・ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険者
- ・ 以下のいずれかで陽性と判定された者
 - ① ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診
 - ② 職域における肝炎ウイルス検査
 - ③ 母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査
 - ④ 手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査
- ・ 陽性者のフォローアップに同意した者

● 助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。

検査項目：下記に示されている項目のみ

- a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD
- d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）
- e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等）
- f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

● 助成回数

1回

● 必要書類

- ・ 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書
請求者が準備し、都道府県知事に請求

重症化予防推進事業 ② 定期検査の費用助成について

● 実施主体

都道府県

● 対象者

以下の全ての要件に該当する者

- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
※無症候性キャリアは対象外
- ・住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属するもの
- ・フォローアップに同意した者
- ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者（※重複受給でないこと）

● 助成対象費用

- ・初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。
検査項目；初回精密検査の項目と同様
- ・肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象。

● 助成回数

1年度2回（初回精密検査を含む）

● 必要書類

- ・請求書、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書、診断書（※）
請求者が準備し、都道府県知事に請求
- （※）平成30年4月から医師の診断書については一定の条件の下、省略ができることとした

B型肝炎非活動性キャリア及びC型肝炎SVR後の方へも定期的な検査が必要であることをお伝え頂きますようお願いいたします。

B型肝炎

低増殖期 low replicative phase (inactive phase)

- HBe抗原セロコンバージョンが起こると多くの場合肝炎は鎮静化し、HBV DNA量は3.3 log IU/ml (2,000 IU/ml) 以下の低値となる（非活動性キャリア）。
- しかし、10～20%の症例では、HBe抗原セロコンバージョン後、HBe抗原陰性の状態でHBVが再増殖し、肝炎が再燃する（HBe抗原陰性肝炎）。
- また、4～20%の症例では、HBe抗体消失ならびにHBe抗原の再出現（リバースセロコンバージョン）を認める。

B型肝炎治療ガイドライン（第3.3版）日本肝臓学会

C型肝炎

SVRが得られた後のフォローアップの必要性

- IFNベースの治療によってHCVが排除されると、新規肝発癌リスクは低下する。
- IFNフリーDAA治療によってHCVが排除された場合、IFN治療と同程度の新規肝発癌抑制効果が得られる。
- SVR後も肝発癌リスクは完全には消失せず、IFNベースの治療ではSVR後の5年・10年の発癌率は、それぞれ2.3-8.8%、3.1-11.1%と報告されている。

C型肝炎治療ガイドライン（第8版）日本肝臓学会

※無症候性キャリア、未治療の非活動性キャリアの方は定期検査費用の助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

5 .肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。実施主体は都道府県、補助率1/2。（平成30年12月開始。令和3年4月から見直し。）

【助成対象：令和3年4月～】

✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者

✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割	8,000円	15,000円

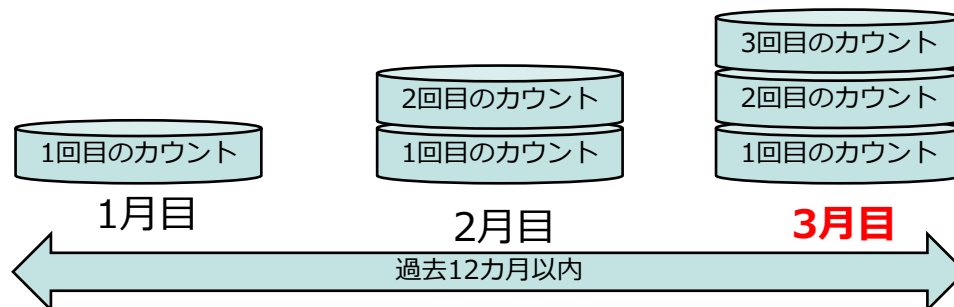
※1：多数回該当44,400円
（12月以内に4回目以上）
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円

✓ 入院医療

外来医療も対象に追加

- 分子標的薬
- 免疫チェックポイント阻害薬
- 肝動注化学療法

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が**3月目**から自己負担1万円



助成開始の
対象月数を
**4月から3月に
短縮**

指定医療機関の確保

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費助成は、「指定医療機関」における入院又は外来医療が対象

指定医療機関数 1, 4 7 7 か所（令和 4 年 6 月時点）

（参考）専門医療機関（肝疾患に関する専門医療機関）

3, 5 0 9 か所 + 拠点病院 7 1 か所（令和 3 年度）

- 指定医療機関の要件

入院等指定医療機関	入院等指定医療機関以外の場合
・ 本事業の実施に協力することができる保険医療機関であること ・ 入院医療及び外来医療を適切に行うことができること	・ 本事業の実施に協力することができる保険医療機関であること ・ 外来医療を適切に行うことができること

- 指定医療機関の役割

- ① 患者に対する本事業の周知・説明
- ② 医療記録票の交付及び記載
- ③ 臨床調査個人票の作成・交付
- ④ 公費負担医療の請求

指定医療機関指定勧奨用リーフレット

肝がんや重度肝硬変の
患者さんの支援のため

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の

指定医療機関の指定申請のお願い。

①肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業とは……

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者さん（年収約370万円以下の方）を対象に、肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）に係る医療費が高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含み過去1年間で3月以上の場合に、指定医療機関で受けた医療にかかる費用が高療を超えた月について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。〔※「肝動注化学療法」を含む。〕

②指定医療機関の要件は下記の2点です。

- ・肝がん・重度肝硬変に係る医療を適切に行うことができる。
- ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力できる。

③指定医療機関の指定の手続。

- ・提出書類は、指定医療機関指定申請書1枚です。
- ・都道府県が指定します。

医療記録票の記載

患者さんが入院又は通院したときに記載してください。
患者さんが最初入院又は通院したときは医療記録票の配布をお願いします。

患者さんへの制度の案内

（都道府県が配布するリーフレットを活用してください。）

臨床調査個人票の作成

（臨床調査個人票は、診断書に類した内容の書類です。）

公費負担医療の請求等

（入院の場合のみ。）

厚生労働省ホームページの「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」から、事業の詳細を確認することができます。



- 入院と通院の繰り返しにより医療費が高額となる患者さんの負担軽減のため、指定医療機関指定申請書を都道府県の担当課に提出してください。
- 詳細は都道府県の担当課に御確認ください。

都道府県記入欄

償還払い手続き案内リーフレット

B型・C型肝炎ウイルスが原因の

「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、
治療3月目から助成が受けられます。

（主な要件は以下のとおりです。詳細は都道府県に御確認ください。）

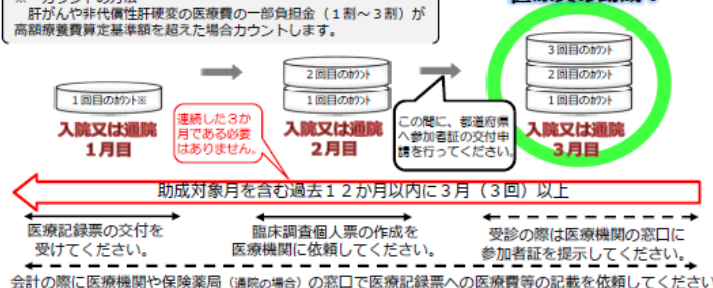
○助成対象となる主な要件

- ・B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
- ・年収約370万円以下である。
- ・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）を受けている。〔※「肝動注化学療法」を含む。〕
- ・上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含み過去1年間で3月以上ある。

○高療を超える3月目以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

※ カウントの方法
肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

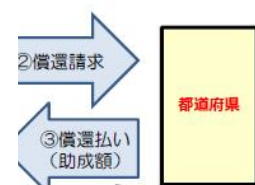
医療費の助成！



通院に係る医療費の助成を受けるには都道府県への償還請求が必要です。

医療費の 助成方法	入院の 場合	窓口の自己負担額が1万円となります。 ※参加者証を窓口で提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。
	通院の 場合	償還払いで自己負担額が1万円となります。 窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した患者さんの口座に振り込まれます。 償還請求の方法は裏面を御確認ください。

続き



費算定基準額と自己負担額1万円を口座振込により助成します。

によっては請求手続きが必要な場合があります。

受給者証又は後期高齢者医療被

療機関、保険薬局が発行した領

シユカードの写し等）

容の審査に必要と認める書類：

果

さい。

- 都道府県や厚生労働省などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 都道府県や厚生労働省などが、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の助成をするために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県や厚生労働省（の職員）などをかたがた不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課や最寄りの警察署（または警察相談専用電話〔#9110〕）に御連絡ください。

6. 肝炎対策特別促進事業 (医療費助成)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。 ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。
第 2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。
第 3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
第 4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。

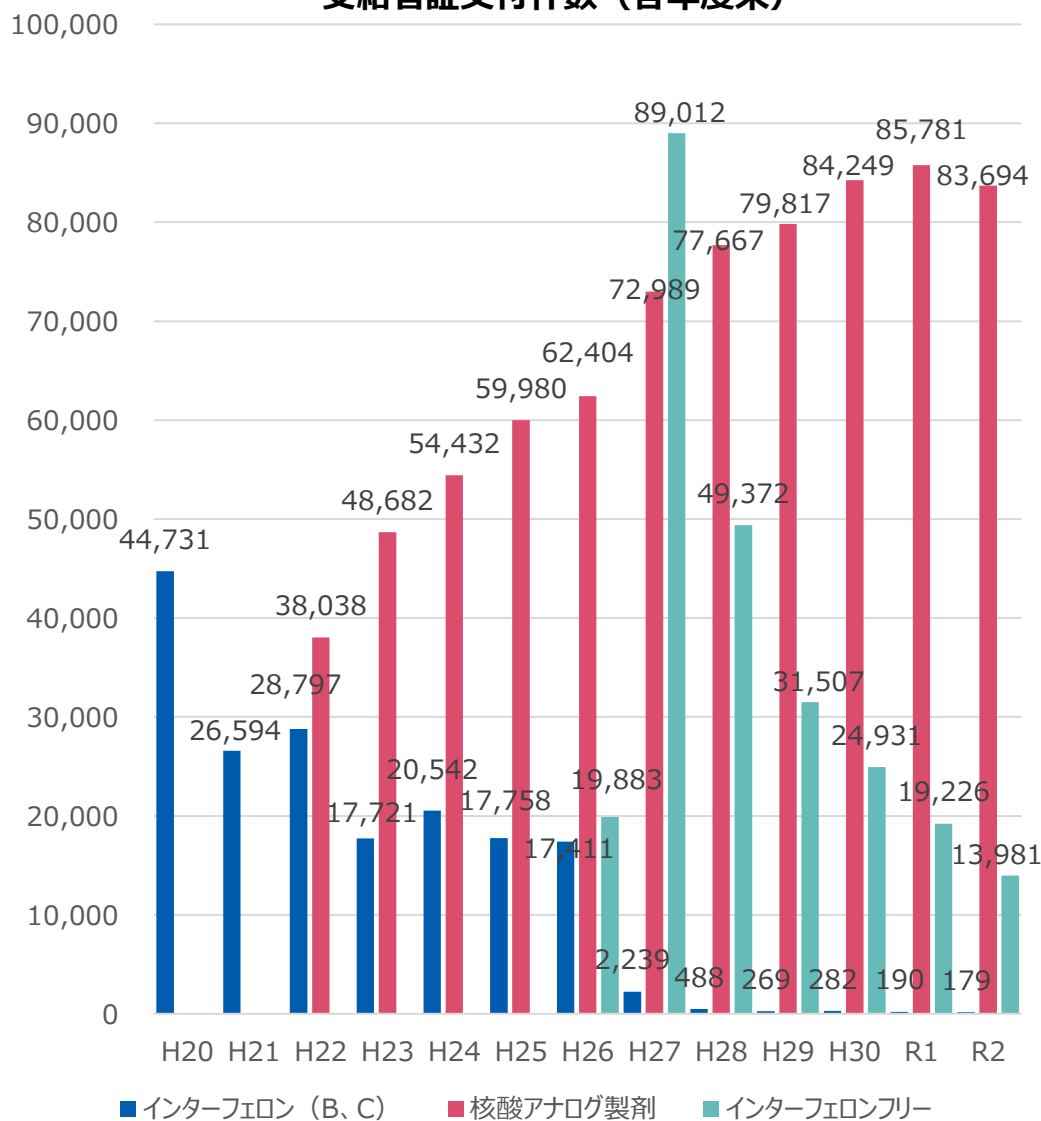
肝炎治療促進のための環境整備

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン＋リビリン併用 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担 限度月額	原則 1 万円（ただし、上位所得階層については 2 万円）
財源負担	国： 1 / 2 都道府県： 1 / 2

受給者証交付件数（各年度末）



肝炎医療費助成の拡充

対象となる治療の拡充

	平成20年	平成22年	平成23年	平成26年	平成30年
B 型	インターフェロン（1回）	インターフェロン（1回） 核酸アナログ製剤	ペグインターフェロン（1回） インターフェロン（1回） ※ インターフェロンはペグインターフェロンに対する助成より前であれば助成対象。 核酸アナログ製剤	ペグインターフェロン（1回） インターフェロン（1回） 核酸アナログ製剤	ペグインターフェロン（ 2回 ） インターフェロン（1回） 核酸アナログ製剤
C 型	インターフェロン（1回） ※ C型の場合、インターフェロンにはペグインターフェロンも含めて助成対象としている。	インターフェロン（ 2回 ）	インターフェロン（2回）	インターフェロン（2回） インターフェロンフリー	インターフェロン（2回） インターフェロンフリー

インターフェロン製剤：連日、または隔日投与が必要な注射製剤（商品名：スミフェロン等）

ペグインターフェロン製剤：週1回投与の注射製剤（商品名：ペガシス）

核酸アナログ製剤：内服（1回／日）の経口剤（商品名：バラクルード、テノゼット、ベムリディ等）

インターフェロンフリー治療：C型慢性肝疾患に対するインターフェロンを使用しない経口剤（商品名：ソバルディ、ハーボニー、マヴィレット等）

自己負担限度月額引き下げ

平成20年度

階層区分	自己負担限度月額
世帯の市町村民税課税年額	65,000円未満
	65,000円以上235,000円未満
	235,000円以上

平成22年度以降

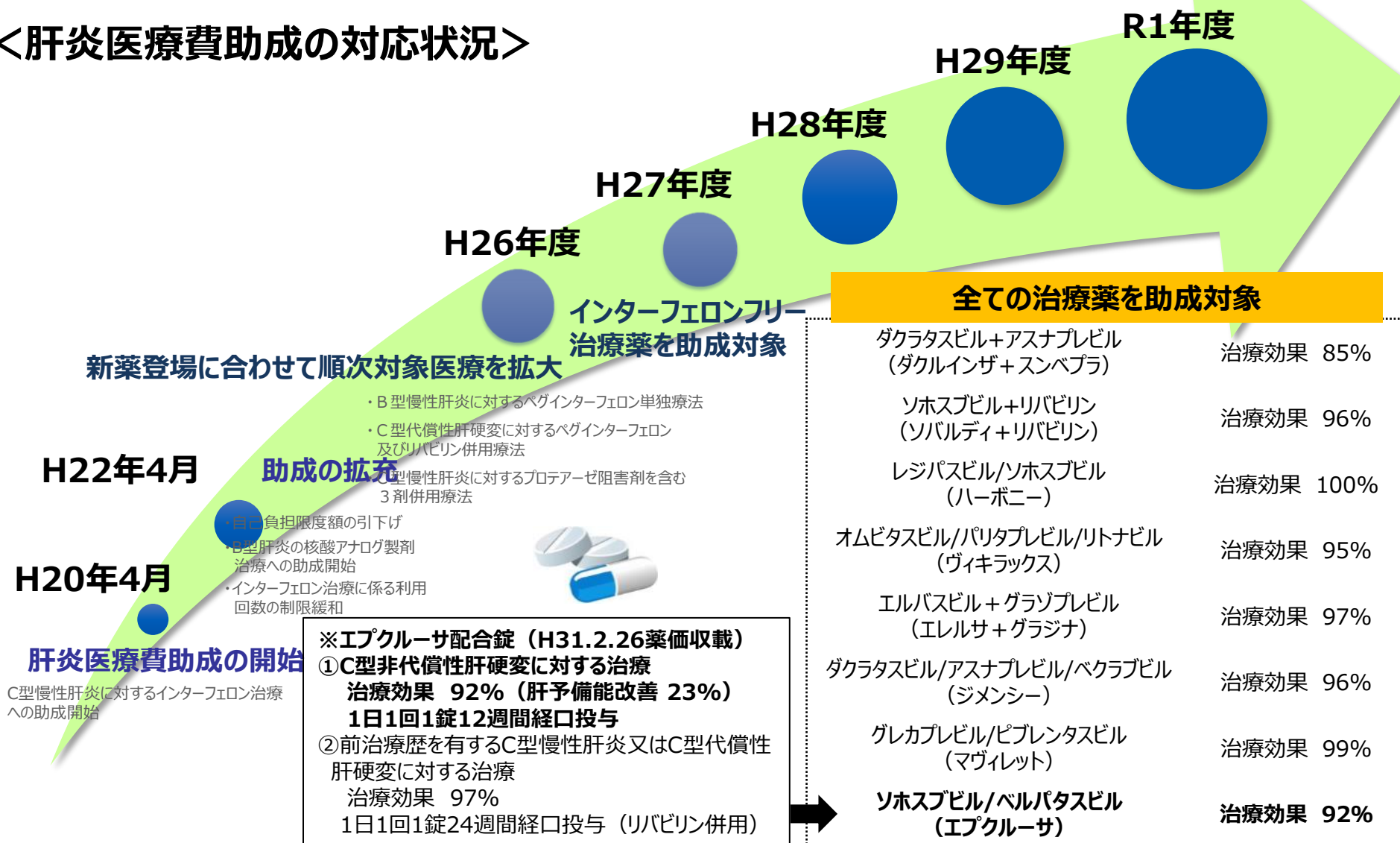


階層区分	自己負担限度月額
世帯の市町村民税課税年額	235,000円未満
	235,000円以上

C型重度肝硬変に対する新薬エプクルーサによる治療に係る医療費助成について

- C型非代償性肝硬変（重度肝硬変）に対するインターフェロンフリー治療の新薬「エプクルーサ配合錠」が販売承認され、平成31年2月26日から保険適用となった。また、平成31年3月から肝炎医療費助成の対象としている。

<肝炎医療費助成の対応状況>



7. 国民に対する正しい知識の普及

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。 ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。
第 2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。
第 3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
第 4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要

知って、肝炎

概 要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」（平成23年5月16日制定、令和4年3月7日改正）に基づき（※）、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進するもの。**

（※）基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重」において、『肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1. 広報戦略の策定 | 5. パートナー企業・団体との活動 |
| 2. 情報発信（メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用） | 6. 広報技術支援（行政の広報施策のサポート） |
| 3. イベントの実施（日本肝炎デー関連イベント、集中広報の実施） | 7. 国民運動の効果検証 |
| 4. 大使・スペシャルサポーターの活動支援 | 8. 運営事務局の設置 |

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求（全ての国民が一度は受検する必要がある『**肝炎ウイルス検査**』の積極推進）

政策課題解決型の戦略的広報の展開

【令和4年度の主な活動予定】

（1）全体イベントの実施

- ・7/25「知って、肝炎プロジェクト 世界・日本肝炎デー2022」開催予定

（2）自治体・関係団体向けの啓発活動

- ・京都府・徳島県・愛媛県・熊本市・岡崎市における積極的広報の実施
- ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への訪問の実施
[39都道府県、30市町村、5団体を訪問（令和4年6月現在）]
（平成26年からの累計）

（3）情報発信

- ・オフィシャルホームページの運用
- ・メディアを通じた広報（新聞、テレビ、ラジオ等への記事掲載や広告）
- ・ポスター・リーフレットの作成
- ・動画の作成

（4）その他

- ・パートナー企業・団体の支援
- ・「知って、肝炎プロモーター」の支援

【知って、肝炎プロジェクト スペシャルサポーター等】

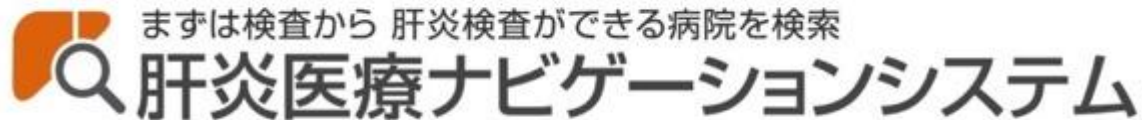
（健康行政特別参与）杉 良太郎 （肝炎対策特別大使）伍代 夏子 （肝炎対策広報大使）徳光 和夫

（スペシャルサポーター）

石川ひとみ、石田 純一、岩本 輝雄、w-inds.千葉 涼平、AKB48、HKT48、EXILE、SKE48、STU48、NGT48、NMB48、小橋 建太、コロツケ、島谷 ひとみ、清水 宏保、瀬川 瑛子、SOLIDEMO、高島 礼子、高橋 みなみ、田辺 靖雄、豊田 陽平、仁志 敏久、乃木坂46、平松 政次、的場 浩司、山川 豊、山本 譲二

※五十音順（敬称略） 令和4年6月時点

肝炎医療ナビゲーションシステム



肝炎ウイルス検査ができる病院などをウェブで検索できるシステム

- ー 肝炎ウイルス検査を受けられる全国の20,000件以上(※)の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、1,400件以上の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関等の検索が可能

(※) 登録件数は2018年4月時点のものであり順次拡大いたします。

- ✓ 「地図から探す」をクリックすると、検索したい地域の地図が表示され、肝炎検査のできる病院を簡単に探すことが可能
- ✓ GPS機能で現在地を特定し、最寄りの施設がどこなのかがわかる
- ✓ データ通信の安全性を確保するためにSSLとよばれる暗号化通信を採用



8. 肝炎医療コーディネーター

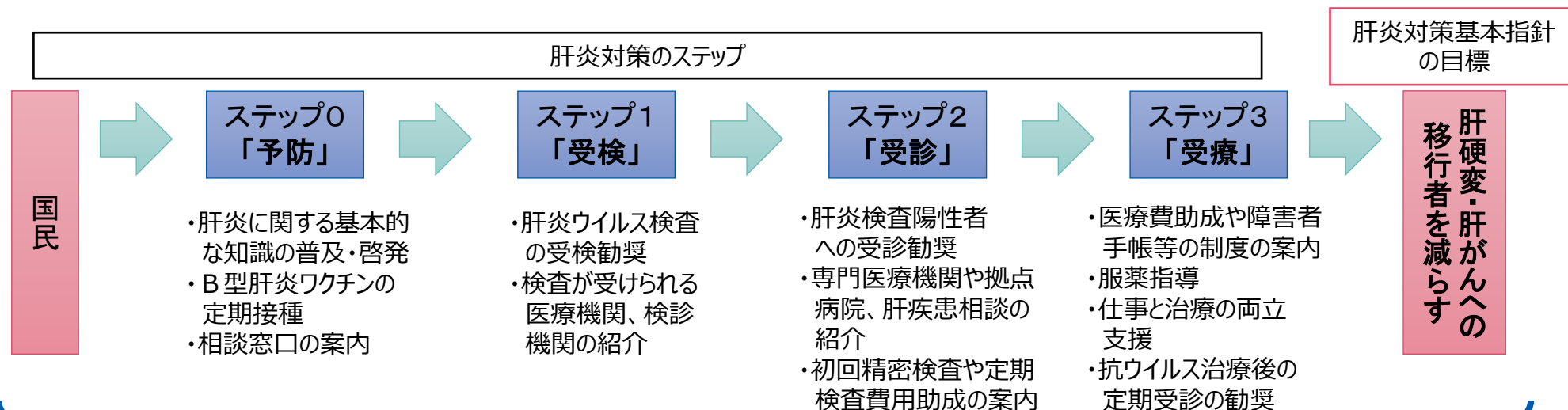
ひと、くらし、みらいのために

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第 6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第 7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特に B 型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第 8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第 9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）参照



肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

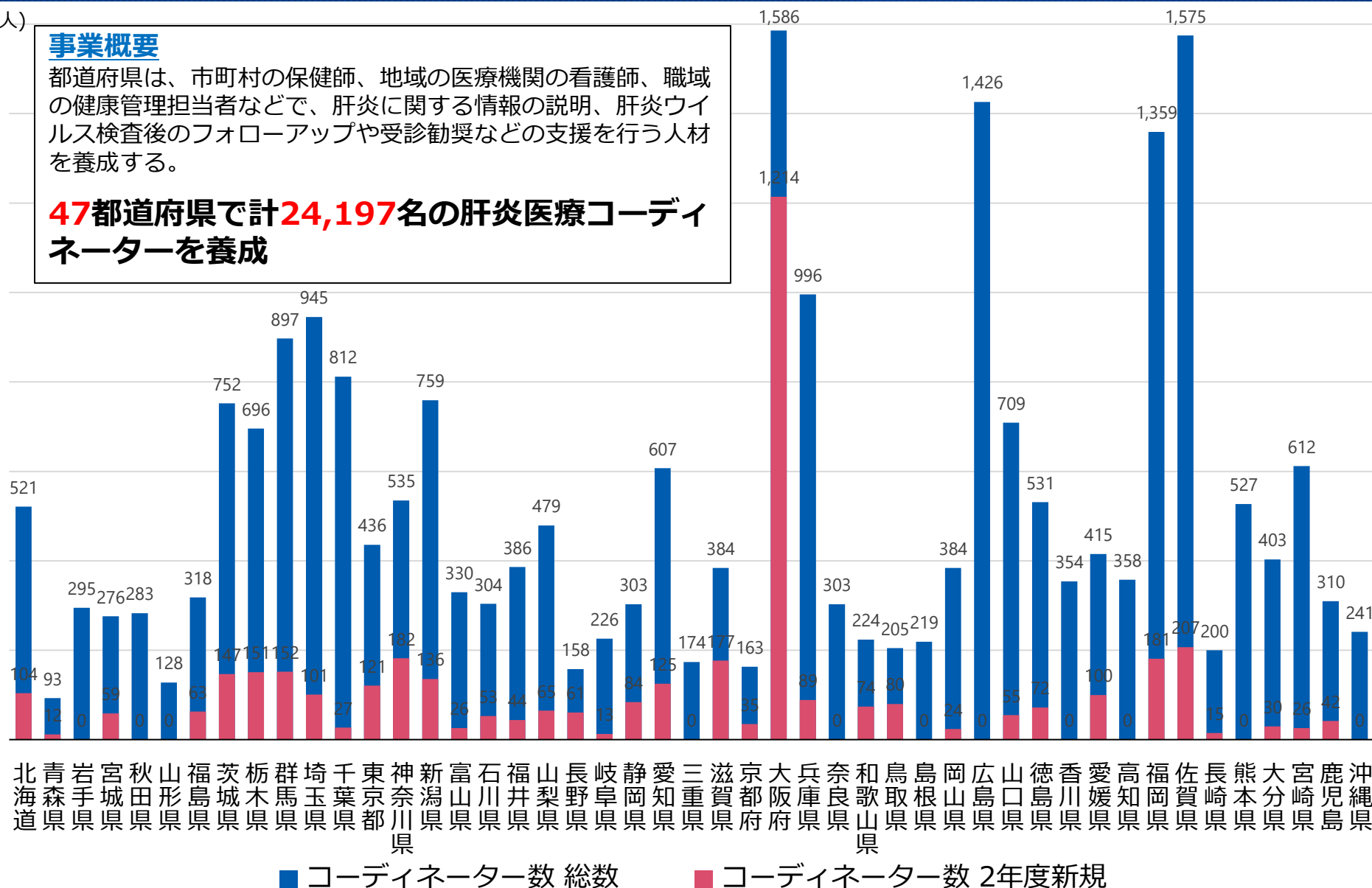
さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

肝炎医療コーディネーターの養成数

事業概要

都道府県は、市町村の保健師、地域の医療機関の看護師、職域の健康管理担当者などで、肝炎に関する情報の説明、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨などの支援を行う人材を養成する。

47都道府県で計24,197名の肝炎医療コーディネーターを養成

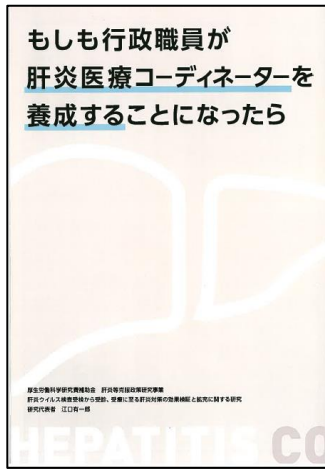


肝炎医療コーディネーターの活動・養成に関する支援資材

①



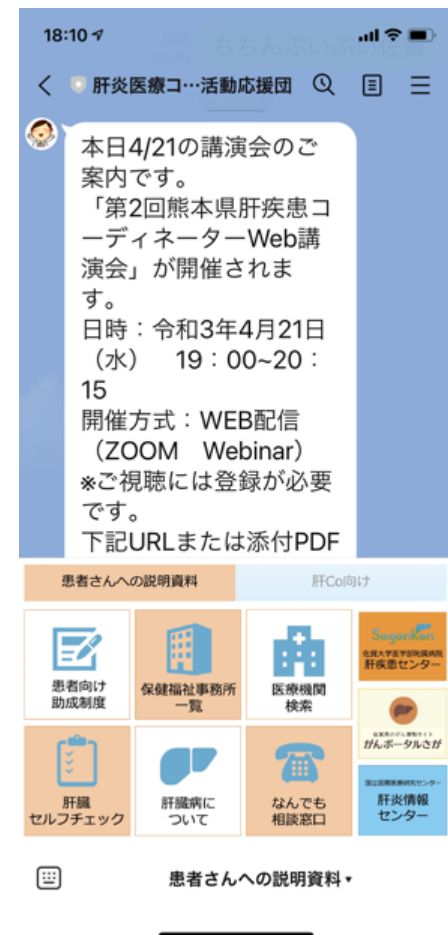
②



③



④



- ① 全国の様々な地域やフィールドで活動する肝炎医療コーディネーターの方々の活動支援資材
- ② 行政職員が肝炎医療コーディネーターの養成をどのように進めたらよいか、日常業務に密接に関係する具体例を盛り込みながら説明するガイドブック
- ③ 肝炎医療コーディネーターの役割や必要知識、活動指針や事例についてまとめた教本
- ④ 肝炎医療コーディネーターの意見交換や拠点病院等からの情報発信、活動アンケート等を行うための公式LINEアカウント

(①②：医療従事者向け肝炎医療コーディネーター班活動支援サイトHP：<https://kan-co.net>よりダウンロード可能

③：江口有一郎・小野俊樹・武内和久(2020). 肝炎医療コーディネーターこれだけは！ 福博印刷株式会社)

・厚生労働科学研究補助金肝炎等克服政策研究事業「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究」、「非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関する研究」(研究代表者：江口有一郎先生)

9. 研究開発

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第 6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第 7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特に B 型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第 8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第 9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

肝炎対策における研究事業の位置付けについて

背景

- ・全国で300～370万人といわれるB・C型肝炎ウイルスの推計持続感染者
- ・全国で年間約4万人といわれる肝硬変・肝がんによる死亡者数

国内最大の感染症
肝硬変・肝がんへの進行

肝炎対策基本法

(H21年法律第97号)

- ・総則（目的、基本理念、責務）
- ・肝炎対策推進協議会の設置と肝炎対策基本指針の策定
- ・基本的施策（予防及び早期発見の推進、医療の均てん化の促進、研究の推進、等）

肝炎対策基本指針

(H23年5月16日告示)

- ・肝炎医療の水準の向上に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する。
- ・その基盤となる行政的な課題を解決するための研究を進める。

肝炎総合対策の推進

肝炎医療を提供する体制の確保

肝炎の予防及び肝炎医療
に関する人材の育成

肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

- ・肝炎ウイルス検査の促進
- ・適切な肝炎医療の推進
- ・研究の総合的な推進
- ・肝炎に関する普及啓発
- ・相談支援や情報提供の充実

肝炎の予防のための
施策

肝炎検査の実施体制及び
検査能力の向上

肝炎医療のための医薬品の
研究開発の推進

肝炎に関する調査及び
研究

肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重

その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎研究10カ年戦略

(H23年12月26日策定)

H24年度～R3年度の10年間で各研究課題に取り組み、肝疾患の治療成績の向上を目指す。

- (1) 臨床研究
- (2) 基礎研究
- (3) 疫学研究
- (4) 行政研究
- (5) B型肝炎創薬実用化研究

- ・新規課題の早急な実施
- ・研究の集中化と一元化
- ・人材育成
- ・国際交流

研究成果を予防、診断及び
治療に反映

肝炎研究推進戦略

【背景】

- 「肝炎研究10カ年戦略」により肝炎患者数減少や、肝炎治療実績の改善を認めたが、依然として課題が残されていることから研究の更なる推進の必要性があるとし、令和4年に「肝炎研究推進戦略」として再度取りまとめられた。
- 世界保健機関（WHO）は公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を2030年までの目標として掲げていることを踏まえ、令和4年度からの肝炎研究の方向性を提示。

【戦略目標】

① B型肝炎

核酸アナログ製剤治療による累積5年HBs抗原陰性化率を現状の約3%から5%まで改善。

② C型肝炎

C型慢性肝炎、代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約95%以上から100%まで改善。

C型非代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約92%から約95%まで改善。

③ 非代償性肝硬変

2年生存率をChild Pugh Bについては現状の約70%から約80%、

Child Pugh Cについては現状の約45%から約55%まで改善。

④ 肝がん

年齢調整罹患率を現状の約13%から約7%まで改善。

現在実施中の研究一覧

肝炎等克服政策研究事業

研究 類型	開始 年度	終了 年度	研究者等名	所属研究機関	採択課題名
指定	H30	R4	小池 和彦	公立学校共済組合関東中央病院	肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究
一般	R2	R4	是永 匡紹	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に 資する研究
指定	R2	R4	考藤 達哉	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究
指定	R2	R4	松岡 隆介	国立感染症研究所	肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究
指定	R2	R4	江口 有一郎	医療法人 ロコメディカル ロコメディカル総合研究所	非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関 する研究
指定	R2	R4	八橋 弘	長崎医療センター	ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の 解消を目指した研究
一般	R3	R5	金子 周一	金沢大学医薬保健研究域医学系	ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制 構築に資する研究
指定	R3	R5	四柳 宏	東京大学医科学研究所先端 医療研究センター	オーダーメイドの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジー の確立に資する研究
一般	R4	R6	田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学 研究院 疫学・疾病制御学	全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎 eliminationに向けた方策の確率に資する疫学研究

研究の推進(肝炎等克服実用化研究事業)

肝炎等克服緊急対策研究事業(54課題)

臨床研究の課題

B型肝炎

- ・ウイルス排除が困難
- ・核酸アナログ製剤の長期投与と薬剤耐性化、副作用
- ・再活性化 等

C型肝炎

- ・インターフェロンフリー治療不成功後の薬剤耐性
- ・インターフェロンフリー治療後の長期予後、発がん 等

肝硬変

- ・線維化を改善させる根本的な治療薬・治療法がない
- ・重症度別の長期予後が不明 等

肝がん

- ・肝発がん、再発機序が不明でありその防止策がない
- ・生存率が低い 等

その他

- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明や治療法の開発
- ・E型肝炎の慢性化機序の解明 等

基礎研究の課題

- ・B型肝炎ウイルスの感染複製機構の解明
- ・C型肝炎病態推移モデルの作成
- ・C型肝炎ウイルス排除後の病態の解析
- ・ウイルス性肝炎の特異的免疫反応の解明
- ・肝線維化機序の解明
- ・発がん機序の解明
- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明

R3年度からの新規研究内容

- ・B型肝炎のドラッグフリーを目指した治療法に関する研究(B型肝炎)
- ・B型肝炎の再活性化・再燃による肝炎発症機序に関する研究(B型肝炎)
- ・新規作用機序を有するC型肝炎治療法に関する研究(C型肝炎)
- ・新たな技術を用いた肝再生及び肝機能の維持回復に関する研究(肝硬変)
- ・脂肪肝炎を背景とする代謝関連肝がん発生の病態解明に関する研究(肝がん・その他)
- ・慢性炎症を背景とした肝発がん、再発に至る機序の解明と再発の予防および治療法の開発に関する研究(肝がん)
- ・肝疾患に伴う栄養・代謝・免疫・運動機能低下等の機序解明に関する研究(肝硬変・その他)
- ・肝炎医療の水準向上に資する新たな知見の創出や新規技術の開発に関する研究(基礎研究・その他)

B型肝炎創薬実用化等研究事業(15課題)

課題：B型肝炎は、核酸アナログ製剤ではウイルスを完全に排除することは難しく、継続的に投与する必要がある、継続投与により薬剤耐性の出現や副作用のリスクがある。

H29～R3年度

- ①治療薬候補化合物のスクリーニングに関する研究
- ②ウイルス因子の解析に関する研究
- ③宿主因子の解析に関する研究
- ④持続感染実験モデルを用いた病態の解析に関する研究
- ⑤根絶に向けた新規治療法の開発に関する研究
- ⑥実用化に向けたB型肝炎治療薬の開発

○基盤技術の更なる進展

- ・ウイルスの感染複製機構の解析、自然免疫系の解析
- ・感染効率の良い安定した実験系への改良

○候補化合物をスクリーニングし、順次、候補化合物の評価・最適化

○前臨床試験の実施

3件の
企業導出
又は
臨床試験の開始

10. 教育・啓発・人権の尊重

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第 6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第 7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特に B 型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第 8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第 9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

肝炎に関する情報発信（教育、啓発）の取組

医療関係職種の養成所・養成施設における B 型肝炎教育の推進

感染拡大防止と偏見差別防止のための B 型肝炎被害の歴史的事実を踏まえた教育の実施と、患者講義を授業に取り入れるといった教育の工夫について、看護師等の医療関係職種の養成所・養成施設に対して周知するよう、平成 29 年 10 月 30 日に厚生労働省医政局及び健康局担当課から都道府県宛に事務連絡を発出した。

日本肝臓学会及び学会会員との連携した周知、啓発

日本肝臓学会及び学会会員との連携を強化し、肝炎対策等の周知への協力依頼の事務連絡を平成 30 年 2 月 7 日に発出した。

青少年のための教育プログラム

平成 24～25 年度に実施された厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」（慶應義塾大学加藤真吾先生）の成果を基にして、「青少年のための「初めて学ぶ肝炎」」としてリニューアルして平成 30 年 2 月 9 日に肝炎情報センターのホームページに掲載し、広く国民に学んで頂けるように取組を行っている。

B 型肝炎教育資料の開発

- ・医療従事者養成課程向けの B 型肝炎教育に関する教育資料の開発を目的とした厚生労働科学研究（大阪市立大学榎本大先生）において、平成 29 年度に正しい知識の教授及び偏見差別防止のための教育資料を開発している。令和 2 年 2 月 26 日に肝炎情報センターのホームページに教育資料を掲載し、医療従事者の知識の整理等に広く活用頂けるように取組を行っている。
- ・中学校 3 年生向けの B 型肝炎教育に関する副読本「B 型肝炎 いのちの教育」を、令和 2 年度に全国 B 型肝炎訴訟原告団・弁護団の皆さまのご協力のもと、作成。

肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止の研究

平成 29 年度より、肝炎患者等も参加した厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」（長崎医療センター八橋弘先生）を実施している。肝炎情報センターが主催する会議等の場で研究成果を発表した。

B型肝炎の教育資料

新着情報

研修会・連絡協議会

拠点病院の取り組み

一覧

2020年3月6日 厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。

2020年2月26日 B型肝炎の教育資料を掲載いたしました。

2020年2月25日 令和元年度 肝疾患診療連携拠点病院 肝疾患相談支援センター関係者向け研修会（令和2年2月28日、29日）は延期いたします。

2020年2月14日 令和元年度 第2回連絡協議会及び医師・責任者向け研修会の資料を掲載しました。

2020年1月31日 国内で実施される臨床研究（試験）の情報を検索できるサイト「臨床研究情報ポータルサイト」をリンク集に掲載しました。肝炎に関する臨床研究（試験）情報も検索できます。（外部サイトにリンクします）

2020年1月24日 令和元年度 第2回 連絡協議会及び医師・責任者向け研修会を開催しました。

2019年12月17日 厚生労働省事務連絡「肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び実務上取扱いの改正について（運用の弾力化に伴うもの）」を掲載しました。

2019年12月13日 「肝疾患診療連携拠点病院の現状と課題—肝炎情報センターによる拠点病院活動調査結果から」をプレスリリースいたしました。（外部サイトにリンクします）

2019年11月13日 肝疾患診療連携拠点病院の現状調査報告結果が更新されました。平成21年度～平成30年度分が掲載されています。

2019年10月29日 厚生労働省事務連絡「令和元年台第19号に伴う大雨による災害による被災者に

肝炎情報センター facebook

知って、肝炎

肝ナビ

肝炎医療ナビゲーションシステム

厚生労働省

肝疾患診療連携拠点病院の現状調査結果

B型肝炎の教育資料

肝炎体操

情報発信サポートツール

イラストダウンロード

肝疾患に関する資料

の「肝炎」



医療従事者養成課程の方を対象とした、最低限知っておきたい知識
(診断・治療・感染予防・差別/偏見) について整理することを目的とした教育資料

B型肝炎の教育資料

これだけは知っておきたい B型肝炎ガイド

B型肝炎ウイルス感染者は世界で約2億4000万人、日本で約110万～140万人と推定され、世界最大級の感染症とも言われています。その病態は複雑で診断・治療は専門医が担当することが多いですが、一般医療従事者もB型肝炎の患者さんをケアする機会は日常的に少なくないと思われます。

本書「これだけは知っておきたいB型肝炎ガイド」は医療従事者の養成課程の方々を対象に、最低限知っておいていただきたい知識の整理に役立てていただくことを意図して作られました。診断・治療のみならず、感染予防や差別・偏見の防止の教育も目的としています。

このガイドが皆様の知識の整理と、患者さんのより良いケアにつながることを願っています。

○ 医学生向け（医学生/医師/歯学生/歯科医師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 医学生/医師・歯学生/歯科医師向け (PDF : 9.3MB)



○ 看護士向け（看護学生/看護師/歯科衛生士）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 看護学生・看護師・歯科衛生士向け (PDF : 9.3MB)



○ 検査技師向け（臨床検査技師を志す学生/臨床検査技師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 臨床検査技師を志す学生・臨床検査技師向け (PDF : 9.4MB)



B型肝炎の副読本作成

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



厚生労働省(肝炎総合対策の推進について)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/>



知って肝炎プロジェクト
<http://www.kanen.org/>



肝炎ウィルス検査マップ
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/kan-en/>



全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>



年 組



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



B型肝炎患者による患者講義

B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！

私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。
B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。
また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。
そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ることで、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返さないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



- ・お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回話していただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)
- ・自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人いたら、今日教わったことを話したい。(中学生)
- ・話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)
- ・その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)
- ・B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。



患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまでに講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【授業の流れ(例)】時間50分

【導入】5分

B型肝炎とはどんな病気なのか、感染後の症状の進行など、B型肝炎の基礎知識を知る。

【展開Ⅰ】10分

集団予防接種によるB型肝炎感染被害の歴史、B型肝炎訴訟のあゆみ、どのような過程により被害者の救済が進められてきたのかを知る。

【展開Ⅱ】20分

肝炎患者や遺族の体験談を聞き、被害の実態を知る。被害者の声について、印象的な部分や、印象に残った理由を班やグループ内で発表する。

【展開Ⅲ】10分

感染症を防止し、偏見を持たず、差別をしないために、B型肝炎についての正しい知識を知る。

【まとめ】5分

二度と同じ被害を繰り返さないために、社会の一員として何が出来るのかを考え、発表する。

・実施場所：貴校内、または貴校の指定した会場 ・実施時間・授業内容：貴校のご要望に対応可
・対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL:03-5253-1111(内線2101)
FAX:03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。
※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

11. 肝疾患診療体制の整備

ひと、くらし、みらいのために

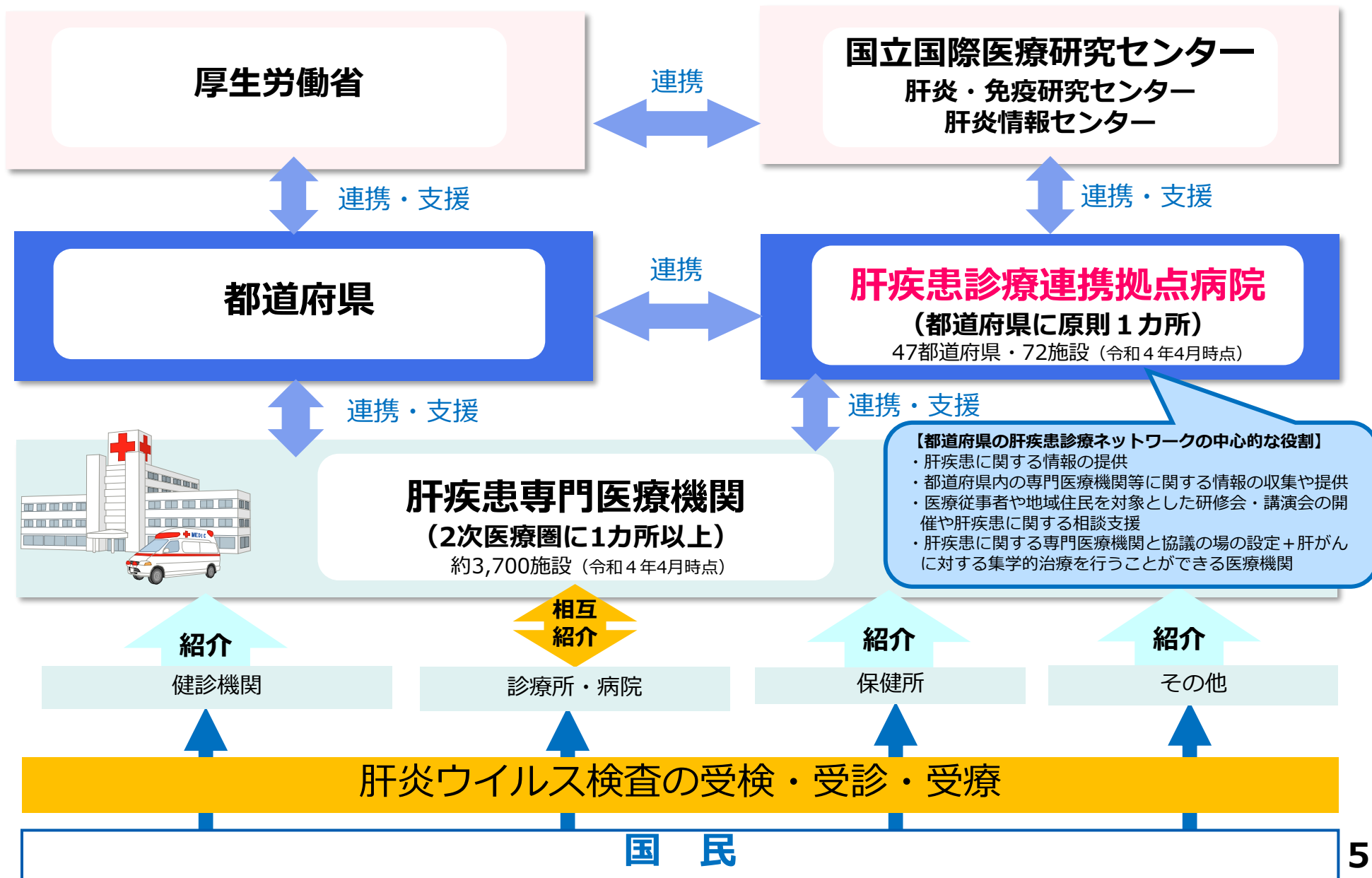


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第 6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第 7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特に B 型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第 8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第 9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

肝炎対策における肝疾患診療連携拠点病院の位置付け



肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の選定状況（令和2年度）

1. 肝疾患診療連携拠点病院の選定状況：全国71か所（令和2年度）

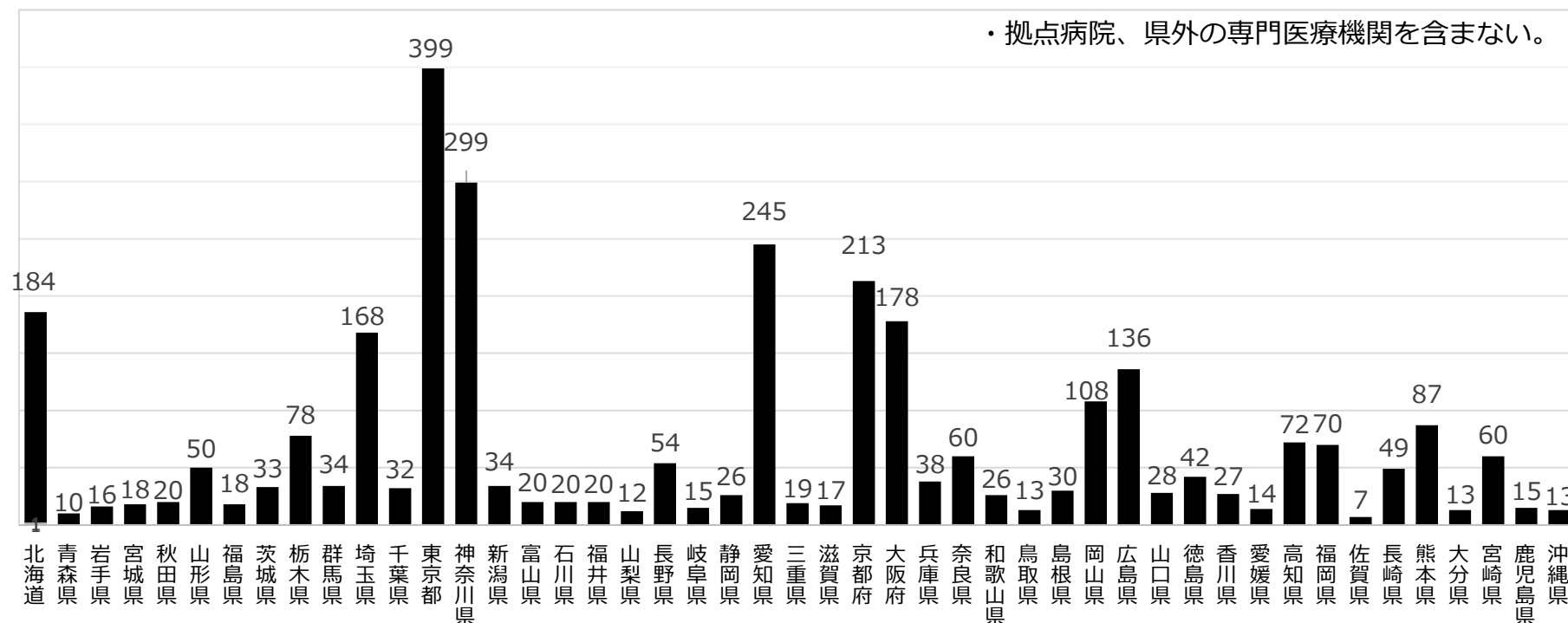
○ 71か所すべての拠点病院で、肝疾患相談・支援センターを設置

○ 複数の拠点病院がある都道府県は、以下のとおり。（括弧内は箇所数）

北海道（3）	秋田県（2）	茨城県（2）	栃木県（2）	東京都（2）
神奈川県（5）	富山県（2）	静岡県（2）	愛知県（4）	滋賀県（2）
京都府（2）	大阪府（5）	和歌山県（2）	広島県（2）	香川県（2）

2. 専門医療機関の選定状況：全国3,140か所（令和2年度）※令和元年度は3,112カ所

・ 拠点病院、県外の専門医療機関を含まない。



肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の状況（令和２年度）

○令和２年度は、全ての要件を満たしている専門医療機関が増加。

	専門医療 機関を指定	指定要件を 定めている				
			厚労省の通知 に準拠	自治体独自で 基準を設定	要件を満たしているかを 定期的に把握	要件を満たしているかを 認定時のみに把握
都道府県 (47)	47 (47)	47 (47)	45 (45)	2 (2)	21 (20)	26 (27)

		都道府県
全ての要件を満たしている		43 (40)
満た してい ない 医療 機関 がある	①専門的な知識を持つ医師による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が可能	0 (4)
	②インターフェロンなどの抗ウイルス療法が可能	0 (3)
	③肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能	0 (3)
	④学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている	2 (4)
	⑤肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか施設間連携によって対応できる体制を有する	4 (4)
	⑥かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等の体制を有する	2 (3)

（上記①～⑥のうち①～③が必要的要件。ただし、①については緩和措置有り。）※括弧内は令和元年度

今後とも日本の肝炎対策に、
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

